

処分庁 滋賀県

処分等の種類	免許取消	
処分年月日	平成28年9月16日	
被処分者	商号又は名称	石田木材有限会社
	代表者	石田 孝
	免許番号及び 免許年月日	滋賀県知事(10)第1265号 平成24年8月20日
	主たる事務所の所在地	湖南市石部西二丁目6番1号
	処分の内容	宅地建物取引業法第66条第1項の規定により、宅地建物取引業免許を取り消す。
処分等の理由	被処分者の代表取締役について、法第66条第1項第3号に規定する法第5条第1項第3号に該当する事由が生じたため。	
原因者	<ul style="list-style-type: none"> ・業者個人または法人である業者の代表者 (宅建士資格 <input checked="" type="checkbox"/>あり / なし) ・代表者以外の役員または政令使用人 (宅建士資格 <input type="checkbox"/>あり / なし) ・一般セールスマン (宅建士資格 <input type="checkbox"/>あり / なし) 	